

① 件名
「支え合い活動支援事業」の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市においては、地域福祉計画に基づき、平成25年度より地域福祉コーディネーターを配置（社会福祉協議会委託）し、支え合い・助け合いをつなぐ地域づくりを展開してきた。 また、市社会福祉協議会においては、地域交流会やサロン活動を展開する団体の把握と支援を進めており、お茶っこ会、子育てサロン、健康教室等を展開する約200団体からの相談支援等に対応しているほか、新たな活動を行う団体に対し、立上げ時の助成を行っている。 復興庁においては、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転等に伴い、被災者の心身のケア、コミュニティ形成や生きがいづくりへの支援などを被災者支援の重要課題として位置付け、被災者支援総合交付金実施要綱を平成28年4月1日付けで改正した。</p> <p>【目的】 復興公営住宅等において高齢者の孤立や健康への影響などが懸念されている中、継続的な見守りや地域住民との「顔の見える関係づくり」を進めるため、各種サロン活動等を支援する「支え合い活動支援事業」を新たに実施し、みんなで支え合う地域づくりをめざす。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 被災者支援総合交付金実施要綱（復興庁）（復本第436号 平成28年4月1日改正）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 震災復興基本計画 施策大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 1 迅速な生活・健康支援と福祉・医療の確保 （1）被災者への生活支援、 （3）地域福祉の復旧・復興</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成27年12月：被災者支援総合交付金申請に向けた庁内調整 平成28年 2月：被災者支援事業計画（個票） 復興庁提出 4月：復興大臣通知（被災者支援総合交付金申請分の交付可能額の通知について）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 趣旨：各種サロン活動の継続化・定着化を図り、被災者支援の充実をめざす。 2 事業の位置づけ （1）被災者支援の一環とし、特定財源（被災者支援総合交付金）を前提とした事業とする。 （2）引きこもりや孤立予防をめざし、様々な年代の交流を推進する。（年齢要件なし） （3）石巻市被災者生活支援事業実施要綱に掲げる事業と位置付ける。（要綱改正） （4）地域福祉コーディネーター業務と連動させ、住民主体による地域福祉の向上を図る。 3 事業内容 仮設住宅、復興公営住宅、新市街地等におけるコミュニティ構築と推進に係る各種サロン活動を側面支援するとともに、サロン活動継続のための一部経費（3万円）を補助する。（助成期間は最長3年間）</p>

○ サロン活動（助成対象活動）の定義

- ア 被災者の引きこもりや孤立等の予防につながると認められる住民主体の活動
- イ 広く世代を超えて地域住民が自由に参加できる活動（年齢要件なし）
- ウ 参加者が概ね10人以上、原則として月1回程度の活動
- エ 地域の集会場など、地域住民が集える場所で行う活動
 - ※ 地域介護予防活動支援事業補助金及び通所型サービス支援事業補助金の対象団体について、要件等が合致すれば上乘せして補助可能とする。

4 委託業務内容（主な仕様）

- (1) 地域住民が主体となって行う小地域福祉活動（子育て支援、健康増進、生きがづくり等）であるサロン活動の継続を図るための側面支援（企画運営等サポート）を行うこと
- (2) 受託者（社会福祉協議会）が主体となって行う地域サロン活動支援事業（立上げ助成）のフォローアップと位置付け、連携・調整を図ること
- (3) 市が助成する支え合い活動支援助成金の申請に係る受付、要件審査及び実績報告の受付、審査等の業務を行うこと

5 被災者生活支援事業実施要綱の改正

- (1) 改正理由：被災者支援総合交付金実施要綱（平成28年4月1日改正）に伴う事業整理等
- (2) 主な改正内容（平成28年度被災者支援総合交付金配分通知に基づく）

事業区分	事業名
被災者支援総合事業	応急仮設住宅等被災者自立支援事業、支え合い活動支援事業、カーシェアリング・コミュニティサポート事業、被災者管理・情報提供システム保守管理事業、被災者見守りシステム設置事業、社会福祉士等相談支援事業
被災者見守り・相談支援事業	応急仮設住宅等生活相談支援事業
仮設住宅サポート拠点運営事業	ささえあいセンター等管理運営事業

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

1 効果

復興公営住宅等において高齢者の孤立や健康への影響などが懸念されている中、小地域福祉活動である各種サロン活動が活性化され、引きこもり・孤立等のリスクを軽減することが期待される。

2 財源措置等

歳入：被災者支援総合交付金 9,705千円（平成28年4月22日付け復興大臣通知）
 歳出：支え合い活動支援事業委託料 3,705千円
 支え合い活動支援助成金 6,000千円（@30,000円×200団体）
 （支え合い活動支援事業以外の被災者生活支援事業は、継続事業であり予算措置済み）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

被災者支援総合事業については、被災地それぞれの実情等に応じ、被災者の心身のケア、コミュニティ形成や生きがづくりへの支援などを展開している。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成28年6月 平成28年第2回定例会：6月補正予算（案）提案
 平成28年7月 石巻市被災者生活支援事業実施要綱の改正、業務委託契約
 （第1条目的の改正が必要となることから、全部改正とする）

⑨ その他